

電子帳簿保存法について

電帳法対応は**RICOH証憑電子保存サービス**から

電帳法
対応商品

国税庁の定める要件とは？【電子取引の場合】

サービスを導入せずに対策

- ・電子取引(電子で授受した書類)の棚卸
- ・改ざん防止や入力ルールの社内調整
- ・社内規定のご準備

国税庁の
ガイド、
そのまま使
えるかな

??

社内通達で
入力ルールを
徹底しておこう



- ・準備した社内規定を徹底した電子保存をする
(やむを得ない理由によって保存する取引データを訂正または削除する場合、内容を社内で記録し、事後に履歴の確認作業が行えるよう、法定期間保存する)



承認を受けた社内文書は
取引データと共に保存

事前 準備

真実性 確保

可視性 確保

- ・取引日・金額・取引先の入力を行う
- ・範囲検索や組み合わせ検索ができるようにする
- ・PCやカラープリンタを備えつけておく
- ・規定やマニュアル等を備え付けておく

※データ引き渡しができる状態であれば、必須ではございません。



例) 取引データのファイル名を変える



(20220131_リコージャパン_110000.pdf)

例) 索引簿を作成して対応する

取引先名	取引日	取引金額	取引内容
000001	20220104	11,800	商品A
000002	20220105	12,000	商品B

証憑電子保存サービスを使って対策

- ・電子取引(電子で授受した書類)の棚卸
- ・ご契約時にお渡しする社内規定サンプルの確認



契約後、操作や運用は
オンラインでの説明会で
サポート！
社内規定もイチから作
成する必要はありません。

- ・訂正削除せずにアップロード(社内規定)して保
存する



保存されたデータは訂正や削
除ができなくなるため、改ざん
することができません！
複雑な社内運用は不要です。

- ・PCやカラープリンタを備えつけておく
- ・規定やマニュアル等を備え付けておく
(セルフ入力の場合は、取引日・金額・取引先の入力を行う)



入力代行で書誌情報入力不要 or 書誌情報の入力しやすいUI

RICOH証憑電子保存サービスと合わせて、こんなお困りごとを解決しませんか？

仕訳伝票の
入力だけでも
大変なのに...



電帳法の入力も
しないといけな
いなんて...

せっかく金額入力
するなら支払作業
に生かしたい



受領した請求書は、会計ソフトなどの
入力作業が二重になり面倒そう



「金額」などを入力するのであれば、
書誌情報を元に支払作業を行いたい



Excelで作成した書類。書誌情報があるので
あれば可視性の確保のために再入力面倒

チェックが入っている場合P.6へ

チェックが入っている場合P.7へ